農地の売買、贈与、貸借等の許可(農地法第3条)

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたい方 まずは、農業委員会へご相談ください!

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。 詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

〇 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

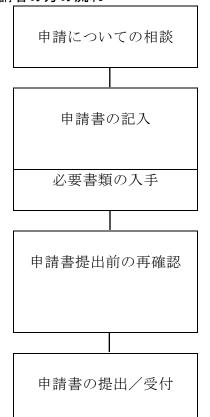
- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に 耕作すること(すべて効率利用要件)
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと(農地所有適格法人要件)
- 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)
- ※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

〇 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご 説明いたします。
- ・ 大田市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を 28日以内(7日×4週間)と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話 をお願いいたします。

[TEL: 0854-83-8135, 8136]

※ 申請内容に応じて申請書(農業委員会にあります。)をご記入いただきます。

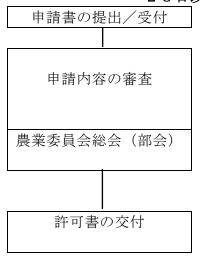
なお、記入に当たっては別添の申請書記入マニュ アルをご参照ください。

- ※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
- ※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

- ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。
- ※ 「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますの で、許可書の交付までの流れをご確認ください。

農業委員会等の流れ (申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は 28日以内です。)



※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条 の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて 申請者の方に確認いたします。

また、現地調査を行います。

- ※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委 員会の意思決定を行います。
- ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。